

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 26 日（金）第 118 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則		規 則	
○鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（※）	（自然保護課取扱い）	1	
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	2	
○保安林の指定の解除予定の通知	（森づくり推進課取扱い）	2	
○救急病院等の認定（2件）	（保健医療福祉課取扱い）	2	
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	3	
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い）	3	
○一般競争入札公告	（市町村課取扱い）	3	

規 則

鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第46号

鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県自然環境保全条例施行規則（昭和49年鹿児島県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中ネをノとし、エからヌまでをオからネまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 境界標を設置すること。

第19条第1号に次のように加える。

ハ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ヒ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

フ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

第19条第5号カ中「（平成16年法律第78号）」を削り、同号中カをクとし、オの次に次のように加える。

カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

キ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第19条第7号中サをスとし、クからコまでをコからシまでとし、キの次に次のように加える。

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 10 条第 1 項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第 4 条第 3 項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第 5 条第 1 項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第 54 条第 2 項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

ケ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

第 20 条第 2 号中「カ」を「ク」に改め、同条第 3 号に次のように加える。

オ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 10 条第 1 項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第 54 条第 2 項の規定による協議に係る行為を含む。）

カ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

第 24 条第 1 号ア中「同号テ、ニ及びヌ」を「同号ト、ヌ及びネ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第 631 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市新照院町 117 番
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 632 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
伊佐市大口青木字野下口 1569 番 87・1569 番 92（以上 2 筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第 633 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
医療法人徳洲会瀬戸内徳洲会病院	大島郡瀬戸内町古仁屋字トンキャン原1358 - 1

2 認定の有効期限

令和 5 年 7 月 14 日

鹿 児 島 県 告 示 第 634 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
新成病院	鹿児島市上荒田町16番30号

2 認定の有効期限

令和 5 年 6 月 27 日

鹿 児 島 県 告 示 第 635 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年6月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市上谷口町2994番2地先内	前	8.9~17.0	33.4
			後	9.3~22.3	33.4

鹿 児 島 県 告 示 第 636 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年6月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市上谷口町2994番2地先内	令和 2 年 6 月 26 日

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 6 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
県内ネットワーク通信機器の賃貸借 一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和 2 年 9 月 30 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

なお、契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和 2 年 7 月 29 日午後 5 時までに 4 の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1 の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。
また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 2 年 6 月 26 日から同年 7 月 6 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県総務部市町村課行政係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和2年8月6日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年8月7日午前11時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎7階）会議室7-総-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (㉔) 交付場所 (2)に同じ。
- (㉕) 交付期限 令和2年7月28日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(㉕)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又

は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部市町村課行政係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2226

ファックス番号 099-286-5516

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

A complete set of Kagoshima Area Network communication equipment

(2) DELIVERY PERIOD:

30 September 2020

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 6 August 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Municipal Affairs Division

General Affairs Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-2226

FAX 099-286-5516